

令和3年

4月農業委員会総会議事録

■日時	2021年（令和3年）4月14日（水）14：30～15：00	反訳：
■場所	和泉市コミュニティーセンター4階中集会室	
■出席者 （敬称略） （議席順）	<p>[農業委員] 計（11名）</p> <p>1 若林 主治 2 橋本 卓爾 3 辻野 清一 4 西辻 達佳 5 田口 榮男</p> <p>6 藤原 松男 7 前田 敏行 8 岡田 如弘 9 福本 敏行 10</p> <p>11 森 勝義 12 友田 博文 13</p> <p>[欠席委員] 計（2名）</p> <p>10 飯阪 保 13 式森 彦人</p> <p>[事務局] 計（4名）</p> <p>中塚 好一 富永 利幸 西川 秀士 麓 信也</p>	
■提出資料	議案書	
■議案	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について</p> <p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請承認について</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請承認について</p> <p>議案第4号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知受理について</p> <p>報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の専決受理について</p> <p>報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決受理について</p>	

■議事内容

事務局	<p>それでは、ただいまから令和3年4月の委員会総会を開催いたします。</p> <p>開会に当たりまして、友田会長、御挨拶をお願いします。</p>
友田会長	<p>（時節の挨拶）</p> <p>只今から令和3年4月の農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の出席者数を事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>本日、委員会に出席されております委員は11名でございます。</p> <p>欠席の旨、連絡のありました委員は、10番 飯阪委員さん、13番 式森委員さんでございます。</p> <p>したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、本委員会が成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>それでは、友田会長、議事進行よろしく願いいたします。</p>
友田会長	<p>本日の議事録署名委員には、9番、福本敏行委員、11番、森勝義委員の御両名にお願いいたします。</p> <p>（両委員の承諾あり）</p> <p>それでは、議案書1ページをお願い致します。</p> <p>4月委員会 議事日程、議案第1号から議案第4号、報告第1号から報告第3号と</p>

なっておりますのでよろしくお願いいたします。

議案書 2 ページをお願い致します。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認について、農地所有権移転 4 件に関する申請を、別表のとおり定めるものといたします。

議案書 3 ページをお願い致します。

議案第 1 号 1 番・2 番 坪井町の物件につきまして、関連があることから一括説明願います。事務局。

事務局

事務局の麓でございます。

議案書 3 ページ、1 番・2 番について関連があることから一括説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は、坪井町で、地目は、畑 2 筆、面積は、合計 151㎡、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は果樹栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の記載が無いことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の拠点となる場所から約 0.5 km、徒歩で 3 分の距離に位置しております。

譲受人は、軽トラック等を保有しており、農業従事日数は 140 日で、3 年 3 耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、「周辺農地に支障のないよう注意いたします。」とのことでした。

続きまして、地区担当の岡田委員から受けました調査結果を報告いたします。

「現地を確認したところ、果樹栽培されており、譲渡人・譲受人に電話にて意思確認致しました。譲渡人は譲渡すことに同意されており、譲受人は、申請地で果樹の栽培をする予定です。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

議案第 1 号、1 番・2 番については許可することを決定いたします。

続きまして、議案第 1 号 3 番 仏並町の物件につきまして、事務局から説明願います。事務局。

事務局

議案書 3 ページ、3 番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は、仏並町で、地目は、田 2 筆、面積は、合計

1, 163㎡、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は休耕地であり、農地基本台帳において小作人の記載が無いことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の拠点となる場所から0.92km、軽トラックで5分の距離に位置しております。

譲受人は、トラクター等を保有しており、農業従事日数は300日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、「周辺の農地に支障のないよう営農いたします。」とのことです。

続きまして、地区担当の岡田委員から受けました調査結果を報告いたします。

「現地を確認したところ、果樹栽培されている農地であり、譲渡人・譲受人に電話にて意思確認いたしました。譲渡人は譲渡すことに同意されており、譲受人は申請地で果樹を栽培する予定です。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

議案第1号、3番については許可することと決定いたします。

続きまして、議案第1号、4番、池田下町の物件につきまして、事務局から説明願います。事務局。

事務局

議案書3ページ、4番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は、池田下町で、地目は、田1筆、面積は、872㎡、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は休耕地であり、農地基本台帳において小作人の記載が無いことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の拠点となる場所から約11.5km、自動車ですら25分の距離に位置しております。

譲受人は、トラクター等を保有しており、農業従事日数は180日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、「周辺農地に影響なし」とのことです。

続きまして、地区担当の藤原副会長から受けました調査結果を報告いたします。

「現地を確認したところ、休耕地であり、譲渡人と譲受人に意思確認致しました。譲受人は、申請地で水稻栽培をしたいと考えており、申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

議案第1号、4番については許可することに決定いたします。

続きまして、議案書4ページをお願い致します。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請承認について、農地を農地以外の用途に転用1件に関する申請を、別紙のとおり定めるものといたします。

議案書5ページをお願い致します。

議案第2号 1番 春木町の物件について、事務局から説明願います。事務局。

事務局

議案書5ページ、1番について説明させていただきます。

物件の所在地は春木町で地目は田、面積は380㎡、転用目的、申請人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登録が無いことを確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております立地基準につきましては、中山間地域等にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、2種農地と判断します。

転用目的は、露天駐車場で、隣接地で25区画の宅地開発が進んでおり、路上駐車防止のため開発業者から要望があり、申請地を普通乗用車10台分の駐車場に転用するものです。

続きまして、地区担当の山本委員から受けました調査結果を報告いたします。

「申請地は現在、耕作されていない農地であり、申請地を転用することによる周辺農地、および水路等への影響はない。申請者に確認したところ転用目的は申請内容のとおり間違いなく、許可後速やかに農地を転用する、とのことであり、許可やむを得ないと認めます。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

議案第2号 1番については、許可やむを得ないということで大阪府に報告いたします。

議案書6ページをお願いします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請承認について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの所有権の移転1件、賃貸借権の設定1件に関する申請を、別紙のとおり定めるものといたします。

議案書7ページをお願い致します。

議案第3号 1番 上代町の物件について事務局から説明願います。事務局。

事務局

議案書7ページ、1番について説明させていただきます。

物件の所在地は上代町で地目は田2筆、面積は合計1,335.29㎡、転用目的、貸し人、借り人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の記載が無いことを確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております立地基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域に近接する区分内にある農地で、その規模が概ね10ha未満であるため、2種農地と判断いたします。

譲受人は、運送業を営んでおり、現在の駐車場が手狭になったため、申請地を運送用トラック20台分の露天駐車場に転用するものです。

続きまして、地区担当の立花委員から受けました調査結果を報告いたします。

「申請地は昨年まで耕作していた農地である。申請地を転用することにより周辺農地および水路等に影響ないように作業するように指示したとのこと。貸し人、借り人に確認したところ、転用目的は申請内容のとおり間違いのないとのこと。調査の結果、許可やむを得ないと認めます。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

議案第3号 1番については、許可やむを得ないということで大阪府に報告いたします。

続きまして、議案第3号 2番 上代町の物件について事務局から説明願います。

事務局。

事務局

議案書7ページ、2番について説明させていただきます。

物件の所在地は上代町で地目は田3筆、面積は合計1,113㎡、転用目的、譲渡人、譲受人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の記載が無いことを確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております立地基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域に近接する区分内にある農地で、その規模が概ね10ha未満であるため、2種農地と判断いたします。

譲受人は、建築業を営んでおり、現在の資材置場が手狭になったため、申請地を土砂、パレット等の露天資材置場に転用するものです。

続きまして、地区担当の立花委員から受けました調査結果を報告いたします。

「申請地は休耕地である。申請地を転用することにより周辺農地および水路等には影響が無いように指示したとのこと。譲渡人、譲受人に確認したところ、転用目的は申請内容のとおり間違いなく、許可やむを得ないと認めます。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

議案第3号 2番については、許可やむを得ないということで大阪府に報告いたします。

議案書8ページをお願いします。

議案第4号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条の規定による農用地利用集積計画9件を別表のとおり定めるものといたします。

議案書9ページをお願いいたします。

議案第4号 1番・2番 国分町の物件について、関連があることから一括説明願います。事務局。

事務局

議案書9ページ、1番・2番について関連があることから一括説明させていただきます。

物件の所在地は国分町で、地目は田3筆 面積は合計、2,861㎡でございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は水稻・野菜栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の記載が無いことを確認しております。

続きまして、地区担当の井阪推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。

「現地確認を行い、野菜栽培、休耕地であり、貸し手・借り手と会って意思確認しました。貸し手は申請地を貸すことに同意されており、借り手は申請地で水稻栽培、野菜栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」と報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

議案第4号 1番・2番 については、決定することとします。

次に、議案第4号 3番 平井町の物件について事務局から説明願います。

事務局。

事務局 議案書9ページ、3番について説明させていただきます。

物件の所在地は平井町で、地目は田1筆 面積は、2,036㎡でございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は果樹栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録が無いことを確認しております。

続きまして、地区担当の田口委員から受けました調査結果の報告をいたします。

「現地確認を行い、みかん栽培されている農地であり、貸し手・借り手に電話にて意思確認致しました。貸し手は申請地を貸すことに同意されており、借り手は申請地でみかんを栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」と報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

議案第4号 3番 については、決定することとします。

次に、議案第4号 4番 池田下町の物件について、前田委員が、申請者のため農

業委員会に関する法律第31条の議事参与の制限により、審議が終わるまで退席となります。

(前田委員 退室)

事務局から説明願います。事務局。

事務局

議案書9ページ、4番について説明させていただきます。

物件の所在地は池田下町で、地目は田1筆、面積は985㎡でございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載が無いことを確認しております。

続きまして、地区担当の藤原副会長から受けました調査結果の報告をいたします。

「現地確認を行い、貸し手・借り手に意思確認を致しました。貸し手は貸すことに同意されております。借り手は申請地で作物を栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」と報告を受けております

また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

議案第4号 4番については、決定することといたします。

(前田委員 入室)

次に、議案書10ページをお願い致します。

議案第4号 5番 池田下町の物件について、事務局から説明願います。

事務局。

事務局

議案書10ページ、5番について説明させていただきます。

物件の所在地は池田下町で、地目は田13筆 畑1筆 面積は合計、7,572㎡でございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載が無いことを確認しております。

続きまして、地区担当の藤原副会長から受けました調査結果の報告をいたします。

「現地確認を行い、貸し手に意思確認を致しました。貸し手は貸すことに同意されております。申請どおり問題ありません。」と報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく
お願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

議案第4号 5番については、決定することといたします。

次に、議案書11ページをお願い致します。

議案第4号 6番 浦田町の物件について事務局から説明願います。事務局。

事務局

議案書11ページ、6番について説明させていただきます。

物件の所在地は浦田町で、地目は田3筆 面積は、合計1,374㎡でございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分
につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録が無い
ことを確認しております。

続きまして、地区担当の廉林推進委員から受けました調査結果の報告をいたしま
す。

「現地は水稻栽培されている農地であり、貸し手に電話にて意思確認しました。申請
どおり問題ありません。」と報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございま
せんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく
お願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

議案第4号、6番については決定することといたします。

議案第4号 7番 桑原町の物件について、事務局から説明願います。事務局。

事務局

議案書11ページ、7番について説明させていただきます。

物件の所在地は桑原町で、地目は田1筆 畑1筆 面積は合計、1,457㎡でござ
います。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分
につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は野菜栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録が無い
ことを確認しております。

続きまして、地区担当の辻野委員から受けました調査結果の報告をいたします。

「現地確認を行い、野菜栽培されている農地であり、貸し手に電話にて意思確認を致しました。申請どおり問題ありません。」と報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、異議・意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

議案第4号 7番については、決定することといたします。

次に、議案第4号 8番・9番 善正町の物件について、関連があることから一括説明願います。事務局。

事務局 議案書11ページ、8番・9番について関連があることから一括説明させていただきます。

物件の所在地は善正町で、地目は田2筆 畑1筆 面積は合計、4,211㎡でございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は野菜栽培・保管理されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録が無いことを確認しております。

続きまして、地区担当の森勝義委員から受けました調査結果の報告をいたします。

「現地確認を行い、貸し手に意思確認を致しました。貸し手は貸すことに同意されております。申請どおり問題ありません。」と報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長 説明が終わりました。

この件につきまして、異議・意見はございませんか。

(異議なしの声)

議案第4号 8番・9番については、決定することといたします。

次に、報告案件に移ります。

議案書12ページ、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知受理について、農地の賃貸借権解約4件に関する通知を受理しましたので、別表のとおり報告いたします。

13、14ページを御参照ください。

次に、議案書15ページ、報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届

出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用4件を、専決により受理しましたので報告いたします。

16ページを御参照ください。

続きまして、議案書17ページ、報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの所有権移転4件を、専決により受理したので報告いたします。

18ページを御参照ください。

以上で本日の審議は全て終了いたしました。

この際、皆さん方から何か御意見がありましたら、承りたいと思っておりますけれども、何かございませんか。

なければ、本日は委員の皆様方には大変お忙しい中、誠にありがとうございました。これにて会議を終了させていただきます。

ありがとうございました。

閉会時間15時00分

上記会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。

友田会長

委員

委員